

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくストーカー事案の措置要領について(通達)

(平成 18 年 2 月 3 日岡生企第 99 号／岡県応第 22 号／岡刑企第 15 号警察本部長例規)

(概要)

この通達は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 467 号)、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 19 号)に基づくストーカー事案の措置要領を定め、もって、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とするものである。

主な内容は、

- ストーカー事案対策推進の目的
- 対応に当たっての基本的心構え
- ストーカー事案に関する相談等の受理及び保管
- 警告
- 禁止命令等
- 規則に規定する援助
- 住所移転時の措置

等の項目からなっている。